

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程 (案)

制定 令和7年 月 日
株式会社マイファーム

第1 目的

株式会社マイファームは、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄の1の（3）のアの大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援に係る補助金の交付の手續等の実施規程を定め、交付等要綱、大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施要領（令和6年3月29日付け5輸国第4970号農林水産省輸出・国際局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、本規程により、本事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）への補助金の交付等を適正に実施する。

第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 都道府県

イ 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された第2の2の要件を備えた協議会

2 第2の1のイの協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）日本国内に所在し、主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- （5）構成員の都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関のいずれかが協議会の事務局を行っていること。
- （6）補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

3 本事業の事業実施主体及び事業実施主体とともに第3の事業に参画する者（以下「参画事業者」という。）は、次の（1）から（5）までのいずれにも該当してはならない。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

- など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）並びにその役員等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

第3 事業の内容等

海外の規制や大ロット等のニーズに対応可能な輸出産地を形成するため、地域の関係者が参画する輸出推進体制を組織化するとともに、輸出支援プラットフォーム等との連携の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル形成を推進する以下の取組への支援を実施する。

株式会社マイファームは、採択された事業実施主体が実施する(1)及び(2)に要する経費のうち、「別表1 補助対象経費」に記載された経費を事業実施主体に補助するものとする。

(1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化

生産から現地販売まで一気通貫したサプライチェーンを確立するため、輸出産地・事業者、都道府県、JA系統、輸出商社、物流業者、コンサルタント等が行うプロジェクトのコーディネート、農業者等への技術指導、販路開拓を行う者が参画した輸出推進体制を組織化するとともに、プロジェクトで取り組む品目について輸出支援プラットフォームやGFP等と連携した出口を見据えた商流構築や販路開拓を行う取組、大規模な輸出産地のモデル構築に向けた生産・流通の転換を実施するための関係者との連絡調整を行う取組。

なお、輸出推進体制の組織化のため地域の関係者を対象とするセミナー、交流会等イベントの実施については事業実施期間中2回までとし、その開催に要する国庫補助金額は200万円を上限とする（ただし、生産の転換に取り組む生産者を対象とした技術の普及・指導のための研修会や流通の転換の実施計画を検討・周知するための協議会など、生産・流通の転換を実施するための関係者との連絡調整を行う取組はこの限りではない。）。また、販路開拓を行う場合、海外で実施する取組については、輸出支援プラットフォーム等と連携して行う、真に安定的・継続的な販路の開拓に資する取組であって、かつ、販路開拓の効果が分析可能な取組に限り支援の対象とする。ただし、販路開拓に要する国庫補助金額は、国庫補助金合計の20%を超える取組は本事業の対象とならない。

(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

海外の規制・ニーズに対応した農林水産物・食品を安定的に供給する大規模な輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図るため、事業実施主体及び参画事業者が、(1)の推進体制の下、大規模な輸出産地を形成するための以下の取組。

ア 生産体系の転換

マーケットインの発想に基づき、規制や大ロット・周年供給等の輸出先国・地域のニーズを踏まえ、

- ①大規模な有機農法への転換や使用農薬の見直しなど輸出向け生産への産地転換等の取組
- ②耕作放棄地の活用等による輸出向け生産のための規模拡大や、コスト低減等

のための新品種・新技術導入等の取組

③輸出向け生産に向けた意識改革や技術取得等のために必要な人材育成等の取組

イ 集荷、船積みまでの流通体系の転換

コールドチェーンを確保した集荷方法・集荷体制の確立、輸送コスト軽減のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等、集荷・流通方法の転換の取組等、産地と海外が結びつく、大規模輸出産地のモデルを形成する事業実施主体とその参画事業者が実施する取組。

なお、（１）又は（２）いずれかのみ実施する取組や、（２）において、生産体系の転換や、集荷、船積みまでの流通体系の転換といった輸出産地形成のための転換を実施しない取組は、本事業の支援の対象とならない。

第４ 補助対象経費及び補助率

１ 本事業の補助対象経費は、第３の（１）又は（２）の事業を実施するために必要な経費であって、別表１に掲げるとおりとする。

２ 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めることができない。

（１）建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費

（２）適正化法第６条第１項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（第９の１の（５）の交付決定前着手届により交付決定の前に着手した場合を除く。）

（３）本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）

（４）通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費

（５）飲食、奢侈、娯楽、接待の費用

（６）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

（７）（１）から（６）までに掲げる経費のほか、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

３ 補助率等

（１）本事業の補助率は、別表２に掲げるとおりとし、（２）に規定するフラッグシップ輸出産地の取組については、補助上限額を引き上げて支援できるものとする。

なお、販路開拓を行う場合、海外で実施する取組については、輸出支援プラットフォーム等と連携して行う、真に安定的・継続的な販路の開拓に資する取組であって、かつ、販路開拓の効果が分析可能な取組に限り支援の対象とする。ただし、販路開拓に要する国庫補助金額は、国庫補助金合計の２０％又は２、０００万円のいずれか低い額を上限とする。

（２）フラッグシップ輸出産地が、生産コストの低減や付加価値の向上に資する新たな生産・流通の転換に取り組み、現行の輸出額又は量を２割以上増加するという高い目標

を掲げて新たな販路開拓を目指す場合であって、以下の要件のいずれかを満たす取組の場合、別表2の通り補助上限額を引き上げて支援することとする。ただし、この場合、第3の(1)の地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る費用については補助対象外とする。

- ① 輸出しようとする品目について、ターゲットとする輸出先国・地域の輸入量に占める我が国のシェアが、過去3年にわたって5%を超えていないこと。
- ② 専ら輸出向けに生産するために、生産拡大を行うものであること。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和8年3月13日までとする。

第6 採択基準等

- 1 採択基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施主体の経営に関する書類を提出すること（決算報告書、ウェブサイト等により法人の事業内容が随時更新されているか等）。
 - (2) 事業実施能力があること（主たる責任者に管理能力があり、経験等を有した人的資源が十分にあるか等）。
 - (3) 事業実施方法として成果目標を達成する実現可能性があること（現状の課題を正確に把握した上で、事業の目的、主旨と合致し、実施方法が具体的に計画されているか等）。
 - (4) 実施方法が効率的であること（実施時期が具体的であり、実施期間を有効に活用するスケジュールであるか、経費配分の適格性等）。
 - (5) 事業の効果が確認できること（具体的な目標が設定され、その目標が妥当であり、期待される成果が得られるか、また、事業の持続性、継続性はみられるか等）。

第7 事業の公募

- 1 事業へ応募する事業実施主体は、別記様式第1号別添1により事業実施計画書を作成し、株式会社マイファームに提出するものとする。
- 2 株式会社マイファームは、事業実施主体の採択に当たり、外部有識者等により構成される公募選考委員会を設置し、事業実施主体から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。なお、株式会社マイファームは、事業実施主体を公募するごとに、公募選考委員会を開催し、審査を行うものとする。
- 3 株式会社マイファームは、2の審査の結果（採択又は不採択）を結果が出次第、速やかに応募者に対し通知するものとする。

ただし、事業実施主体の採択に当たっては、以下の(ア)から(カ)までの要件を必須とし、(キ)から(チ)までに該当する場合、加点するものとする。

【必須】

- (ア) 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、当該輸出推進体制が、プロジェクトで取り組む品目について海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換への取組を推進する事業実施計画となっていること。
- (イ) 輸出支援プラットフォームが設置されている国・地域に農林水産物・食品を輸出する場合、輸出支援プラットフォームと連携した事業実施計画となっていること。また、輸出支援プラットフォームが設置されていない国・地域に輸

出する場合、G F Pや当該国・地域の J E T R O 海外事務所等を活用し、当該国・地域のニーズを踏まえた生産・流通体系への転換の取組を行う事業実施計画となっていること。

(ウ) 農林水産物・食品の生産・流通に係る大ロット化を図る事業実施計画となっていること。

(エ) 生産・流通の転換を通じて生産・流通コストの低減に取り組む事業実施計画となっていること。

(オ) 本事業終了までに、本事業の実施を踏まえ、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）に基づく輸出事業計画を作成し、又は変更し認定申請を行う事業実施計画となっていること。

(カ) 間接補助事業者及びその参画事業者が、G F P コミュニティサイト（※ 2）へ登録していること。

※ 2 <https://www.gfpl.maff.go.jp/entry/>

【任意】

(キ) 間接補助事業者やその参画事業者のいずれかの者が、輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けていること。

(ク) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）」に係るチェックシートを実施している事業場であること。

(ケ) 大ロット化に伴う流通体系の転換に係る取組として、地方の港湾・空港の活用に取り組む事業実施計画であること。

(コ) 生産費を考慮した価格形成が行われる事業実施計画であること。

(サ) 次の①又は②のいずれかに該当する場合

① 労働安全衛生マネジメントシステム規格である ISO45001、JISQ45001 又は JISQ45100 の認証を受けていること。

② 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）に基づく取組を行っていることについて労働安全衛生コンサルタント（国家資格）の確認を受けていること。

(シ) 輸出向け H A C C P 等対応施設整備緊急事業の実施地区にてプロジェクトを行う事業実施計画であること。

(ス) 輸出物流構築緊急対策事業の実施地区にてプロジェクトを行う事業実施計画であること。

(セ) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下、「みどりの食料システム法」という。）第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者、及びみどりの食料システム法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けた者が、プロジェクトに参加する事業実施計画であること。

(ソ) 受益面積の過半が、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。）第 19 条第 1 項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）における「将来像が明確化された地域計画」であり、かつ輸出の取組が記載されていること。

(タ) 間接補助事業者とその参画事業者のうち、農業を営む者の過半が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63

号。) 第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新事業活動の実施に関する計画の認定を受けていること。

(チ) 事業者の責めに帰さない輸出先国、地域における規制や条件の変更等により輸出産地の輸出への影響が見込まれる場合。

なお、補助事業者は、間接補助事業者を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。

4 公募による採択に当たり、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項の基本計画において定められた特定区域においてプロジェクトを行う事業実施計画であって 3 の（ア）から（キ）までの要件を満たすものについては、3 のただし書の規定にかかわらず優先的に採択するものとする。

5 事業の実施に関する留意事項

(1) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

(2) 第 3 の（2）の事業の実施に当たっては、以下のアからエまでを満たす場合は、農林漁業、食品加工又は物流に係る施設・設備・機械をリースして導入することができる。

ア リースの対象となる施設・設備・機械の利用者の範囲

リースの対象となる施設・設備・機械の利用者は、本事業に取り組む事業実施主体又は、事業実施計画に記載された参画事業者とする。

イ 本事業で対象とする施設・設備・機械の範囲

本事業で対象とする施設・設備・機械の範囲は、輸出向け農産物等の生産の拡大、流通の効率化、加工、販売に必要なものとする。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。

ウ 利用条件

(ア) 本事業で使用する施設・設備・機械については、輸出向け農産物等の生産量、出荷量、流通量、輸出向け加工食品の製造・加工量等に応じた適正な規模・処理能力とすること。

(イ) アに定める利用者が共同利用するもの又は事業実施主体（参画事業者を含む。）の所有するものであること。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（施設・設備・機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の 2 者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 事業実施計画に記載された利用者及び施設・設備・機械に係るものであること。

(イ) リース事業者が納入する施設・設備・機械は、原則として一般競争入札で選定すること。

(ウ) リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

(エ) 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない施設・設備・機械であること。

(オ) スマート農機、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(カ) 事業実施主体(参画事業者を含む。)は、株式会社マイファームから補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係るリース契約をリース事業者と締結すること。

(3) リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とすること。なお、算式中のリース物件購入価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

リース料の助成額は、複数年契約であっても本事業の実施年度に要した経費に限る。

ア 「リース料助成額」＝(リース物件購入価格(税抜き)×(リース期間÷法定耐用年数))÷リース期間

イ 「リース料助成額」＝((リース物件購入価格(税抜き)－残存価格))÷リース期間

(4) リース料支払いに関する特約の規定

(2)のエのリース契約においては、以下の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの助成相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に、リース料助成額の全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から国からの助成相当額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(5) リース料の支払い

ア 事業実施主体(参画事業者を含む。)は、リース事業者から補助金によるリース料の支払いに係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しとともに、別記様式第2号により補助金支払確認書を作成し、速やかに株式会社マイファームに提出すること。

イ 事業実施主体(参画事業者を含む。)は、リース期間中におけるリース料の支払いに関する帳票を整備し、納入状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

ウ イに基づき作成、整備及び保管すべき帳票及び証拠書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(6) リース補助物件の管理等

ア 事業実施主体(参画事業者を含む。)は、補助対象経費によりリースで導入した施設・設備・機器(以下「リース補助物件」という。)については、補助事業

の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ 事業実施主体（参画事業者を含む。）は、リース補助物件について当該リース補助物件のリース期間中、別記様式第3号によりリース物件管理台帳を作成し、その他関係書類を整備保管しなければならない。

（7） 改植等支援

ア 第3の（2）の事業において、輸出向け生産の転換に向けて、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や、優良品目・品種への改植等の実施に必要な経費のほか、改植等が実施された後、未収益となる期間に要する経費の一部を転換等助成費で支援する。

 a 茶の改植等について補助対象となる取組

 別紙1のとおり

 b 果樹の改植等について補助対象となる取組

 別紙2のとおり

イ 既存の改植等支援の支援を受けている取組については、本事業の対象外とする。事業実施主体は、アの支援を受けるに当たり、本事業における改植等の取組が他の事業の支援対象となっていないことを確認するものとする。

ウ 事業実施主体、参画事業者、参画事業者と連携する生産者及び当該生産者が所属する生産者団体のうち、実際に改植等を行い、改植等支援を受けようとする者（以下「改植等支援対象者」という。）は、別記様式第1号別添6により改植等実施者別計画書を作成し、事業実施主体に対し提出するものとする。

 ただし、改植等支援対象者を取りまとめる生産者団体がある場合、当該団体は、改植等支援対象者から別記様式第1号別添6による改植等実施者別計画書の提出を受け、別記様式第1号別添5により生産者グループ別改植等実施計画書を作成し、事業実施主体に別記様式第1号別添5による生産者グループ別改植等実施計画書及び別記様式第1号別添6による改植等実施者別計画書を提出するものとする。

 事業実施主体は、改植等支援対象者等（改植等支援対象者及び当該生産者が所属する生産者団体）から提出された別記様式第1号別添5による生産者グループ別改植等実施計画書及び別記様式第1号別添6による改植等実施者別計画書をもとに別記様式第1号別添4により改植等実施計画総括表を作成し、株式会社マイファームに提出するものとする。

エ 改植等実施者別計画書を提出した改植等支援対象者は、改植等を完了した後、速やかに事業実施主体に対し、別記様式第1号別添6により改植等実施者別報告書を提出し、事業実施主体は改植等の実施状況を確認するものとする。

 ただし、改植等支援対象者を取りまとめる生産者団体がある場合、当該団体は、改植等支援対象者から別記様式第1号別添6による改植等実施者別報告書の提出を受け、別記様式第1号別添5により生産者グループ別改植等実施報告書を作成し、事業実施主体に別記様式第1号別添5による生産者グループ別改植等実施報告書及び別記様式第1号別添6による改植等実施者別報告書を提出するものとする。

 事業実施主体は、改植等支援対象者等から提出された別記様式第1号別添5による生産者グループ別改植等実施報告書及び別記様式第1号別添6による改植等実施者別報告書をもとに別記様式第1号別添4により改植等実施報告総括表

を作成し、第9第9項（1）の事業実績報告書と併せて株式会社マイファームに提出するものとする。

なお、実施状況の確認は、有識者から研修を受ける等により確認のための知見を高めたうえで実施することができる。

オ 事業実施主体は、エの確認業務を次のaからdまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができる。この場合において、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

a 法人格を有していること。

b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる参画事業者になっていないこと。

カ 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

キ 事業実施主体は、改植等の実施年度の翌年度から起算して4年目の年度末に1回、8年目の年度末に1回（果樹のみ）、確認を行うとともに、本事業により実施された内容、改植及び新植による転換の態様が維持されていることを確認し、株式会社マイファームに報告するものとする。

株式会社マイファームは、事業実施主体から報告を受けた改植等実施報告の内容を農林水産省輸出・国際局長に報告するものとする。

ク キの確認に当たり、対象茶園にあっては、事業実施の内容、転換等の態様が維持されているかについて改植等実施者別報告書との突合を行うとともに、確認時の対象茶園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を、4年後確認については確認後5年間保管するものとする。

対象果樹園にあっては、事業実施の内容、転換等の態様が維持されているかについて改植等実施者別報告書との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を、4年後確認については8年後確認まで、8年後確認については確認後5年間保管するものとする。

ケ エからクまでの確認は改植等支援対象者等とともに本事業を実施する事業実施主体（オにより委託した場合は受託先）が行うものとする。

コ 補助金の交付を受けることができる改植等支援対象者は、エにより事業が適正に実施されたことについて確認を受けた改植等支援対象者とする。

サ 別紙1及び別紙2により補助する取組における改植等支援対象者の補助金の額は、原則として、エにより確認された茶園又は果樹園の面積（㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。）ごとに、同表に定める支援単価を乗じて得た額を合計した額とする。

シ 株式会社マイファームは、必要があると認めるときは、補助事業に関連する必要な範囲において、改植等支援対象者等に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、又は改植等支援対象者等の事務所その他の事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

ス 改植等支援対象者等は、改植（移動改植を含む。）、新植又は未収益期間支援を実施し補助金が交付された茶園又は果樹園において、当該茶園又は果樹園において改植等を実施した年度の翌年度から起算し、茶の改植等にあっては4年、果

樹の改植等にあつては8年を経過しない間に、別記様式第1号別添1による事業実施計画書において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種への植栽、未収益期間支援事業の対象品目・品種から未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該茶園又は果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき又は耕作放棄を含め当該茶又は果樹の栽培の中止等をしようとするときは、事業実施主体に届け出るものとする。

セ 改植等支援対象者等は、改植等を実施した茶園又は果樹園が処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、事業実施主体に報告するものとする。

事業実施主体は、当該報告を受けたときは、当該園地等の被害状況を調査確認し、遅滞なくその内容を株式会社マイファームに報告するものとする。

株式会社マイファームは、セの報告を受けたときは、遅滞なく農林水産省輸出・国際局長に報告するものとする。

ソ ス又はセのいずれかに該当し、交付決定条件からみて補助金の返還事由に該当する場合には、事業実施主体は、株式会社マイファームに対し、補助金返還を行うものとする。

(8) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスへの取組

事業実施主体は、事業実施計画を提出する際に、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示すチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、別記様式第1号の別添7のチェックシートを株式会社マイファームに提出し、株式会社マイファームは事業実施主体から回収したチェックシート又はチェックシートを提出した事業実施主体のリストを農林水産省輸出・国際局長に提出すること。

第8 事業の成果目標等

1 成果目標

事業実施主体の目標年度は、本事業実施年度の1年後とし、成果目標は目標年度における

- (1) 輸出額
- (2) 輸出増加割合
- (3) 輸出货量

とする。

ただし、第7第5項(7)の改植等支援を行う場合については、別表3に掲げる支援内容の区分に応じた目標年度とする。

なお、その他目標として、(1)から(3)までに加え、(4)から(10)までも含めることができるものとする。

- (4) 輸向向け栽培面積の拡大（耕作放棄地の活用による拡大を含む。）
- (5) 輸向向け生産を行う農林漁業者の増加
- (6) 国産原料の使用量・増加割合
- (7) 輸向先国の規制・ニーズに適合した新商品の開発、商品の改良等

- (8) ブランド化、G I 等の知的財産の取得に向けた活動
 - (9) 新たな販路の開拓
 - (10) (1) から (9) まで以外の輸出に関する事項
- 2 事業に参画する農林漁業者・事業者の所得向上効果の把握・検証

株式会社マイファームは、本事業の実施により、本事業に参画した農林漁業者、食品製造業者等（参画事業者の構成員含む。）に裨益する効果（所得向上等）を把握し、検証するものとする。また、事業実施主体は、株式会社マイファームが行う効果の把握・検証に協力しなければならない。

第9 事業実施手続

1 補助金交付の申請

- (1) 第7の3により採択の通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第4号により交付申請書を作成し、株式会社マイファームに提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- (3) 株式会社マイファームは、(1)の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めた場合には速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- (4) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、適正化法という。）第6条第1項の補助金等の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあって、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (5) (4)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、あらかじめ、(1)において交付申請書を提出する株式会社マイファームの適正な指導を受けた上で、別記様式第5号により交付決定前着手届を作成し、交付決定前に事業に着手する理由を明記して株式会社マイファームに提出するとともに、別記様式第4号による交付申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。株式会社マイファームは、事業実施主体から交付決定前着手届の提出があったときは、農林水産省輸出・国際局長に報告するものとする。

株式会社マイファームは、交付決定前着手届の提出を受ける前に交付決定前に事業に着手する理由等を検討するとともに、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するものとし、事業着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるように努めるものとする。
- (6) 事業実施主体が交付申請を取り下げようとするときは、(3)の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した別記様式第6号の交付申請取下書を株式会社マイファームに提出しなければならない。

2 事業の委託

事業実施主体が事業内容の一部を他の者に委託して行わせる場合は、あらかじめ次

に掲げる事項を事業実施計画書に記載し、提出するものとする。

- (1) 委託先名
- (2) 委託する事業の内容
- (3) 当該事業に要する経費

なお、委託して行わせることのできる事業の範囲は、事業費の2分の1を超えてはならないものとする。ただし、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

3 契約等

- (1) 事業実施主体が事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 事業実施主体が(1)の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第7号により契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

4 事業実施計画の重要な変更

事業実施主体が以下の(1)から(5)までに掲げる事業実施計画の重要な変更を行う場合は、別記様式第8号により事業計画変更承認申請書を株式会社マイファームに提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更
- (4) 第2項により委託をする事業の新設又は内容の変更
- (5) 交付決定後の参画事業者の追加、脱退

5 事業の中止又は廃止

事業実施主体が事業の中止又は廃止を行う場合には、別記様式第8号により事業中止（廃止）承認申請書を株式会社マイファームに提出し、農林水産省輸出・国際局長の承認を得るものとする。

6 事業遅延の届出

- (1) 事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を株式会社マイファームに提出し、その指示を受けなければならない。
- (2) 前項の場合のうち、歳出予算の翌年度への繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができるが、その場合は株式会社マイファームに当該申請書を提出し、農林水産省輸出・国際局長の承認を得るものとする。

7 補助金の支払方法

補助金は原則として精算払いとする。ただし、事業実施主体からの請求により、必要があると認められる金額については、概算払いをすることができる。

事業実施主体が補助金の全部又は一部について概算払いを受けようとする場合は、

別記様式第 9 号により概算払請求書を株式会社マイファームに提出しなければならない。

8 補助金遂行状況の報告

事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において別記様式第 10 号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月 15 日までに株式会社マイファームに提出するものとする。ただし、同時に第 7 項に基づく概算払いを受けようとする場合には、別記様式第 9 号による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

9 事業実績の報告

- (1) 事業実施主体が事業を完了したとき（廃止の承認があったときを含む。）は、その日から 1 ヶ月を経過した日又は令和 8 年 3 月 13 日までのいずれか早い日まで事業実施計画に準じて別記様式第 11 号により事業実績報告書を作成し、株式会社マイファームに提出するものとする。実績については、事業の成果目標に基づき記載するものとする。
- (2) 事業実施主体は、別記様式第 11 号による事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 事業実施主体は、別記様式第 11 号による事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第 12 号により消費税仕入控除税額報告書を作成しその金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに株式会社マイファームに報告するとともに、株式会社マイファームの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (4) 第 9 第 6 項の承認を得た事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 15 日までに（1）の事業実績報告書に準ずる事業実績報告書を株式会社マイファームに提出しなければならない。

10 補助金の額の確定等

- (1) 株式会社マイファームは、別記様式第 11 号による事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (2) 株式会社マイファームは、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) （2）の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

11 成果の報告等

- (1) 事業実施主体は、事業の成果について、事業を実施した年度の翌年度及びその次の年度の 2 年間、毎年度、別記様式第 13 号により事業成果報告書を作成し、当該年度の翌年度の 6 月末までに株式会社マイファームに報告するものとする。
ただし、第 7 第 5 項（7）に定める茶の改植等を行った事業実施主体は、事業実施年度から起算して 5 年目まで、果樹の改植等を行った事業実施主体は、事業実施年度から起算して 9 年目までの毎年度の実績を各年度の翌年度の 6 月末までに株式会社マイファームに提出するものとする。

- (2) 当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ株式会社マイファームに報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。
- (3) 株式会社マイファームが、(1) 及び (2) の報告を受けたときは、遅滞なく農林水産省輸出・国際局長に報告するものとする。

第 10 額の再確定

- 1 事業実施主体は、第 9 第 10 項 (1) による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、株式会社マイファームに対し当該経費を減額して作成した事業実績報告書を第 9 第 9 項 (1) に準じて提出するものとする。
- 2 株式会社マイファームは、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 9 第 10 項 (1) に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 9 第 10 項 (2) 及び (3) の規定は、前項の場合に準用する。

第 11 交付決定の取消等

- 1 株式会社マイファームは、事業実施主体より第 9 第 5 項による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 第 1 項 (3) による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施主体が、交付等要綱、実施要領又は実施規程に基づく株式会社マイファームの処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 事業実施主体が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 株式会社マイファームは、前項の規定による取消しをした場合において、事業実施主体に既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 株式会社マイファームは、取消しをした場合において、第 2 項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項による補助金の返還及び第 3 項による加算金の納付については、第 9 第 10 項 (3) の規定を準用する。

第 12 収益納付

- 1 事業実施主体が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第 14 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の実施年度の翌年度の 5 月末日までに株式会社マイファームに報告するものとする。ただし、株式会社マイファームは、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 株式会社マイファームは、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、その

収益の全部又は一部の金額について、株式会社マイファームを通じて国庫へ納付を命じることができるものとする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、株式会社マイファームは、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

- 3 株式会社マイファームは、事業実施主体より相当の収益の納付があった場合には、農林水産省輸出・国際局長へ報告後、納付するものとする。

第 13 補助金の経理

- 1 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え別記様式第 15 号により財産管理台帳を作成し、その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。
- 5 地方公共団体が本事業の事業実施主体になる場合であって、かつ、本事業を実施するため、補助金として「別表 1 補助対象経費」に掲げる費目を支出する場合、事業実施主体は、事業の実施に当たり、必要に応じて補助金の交付の手續等について実施規程を作成することができる。

実施規程は以下の事項を記載するものとする。

- ア 交付申請及び実績報告
- イ 交付の決定及び補助金の額の確定等
- ウ 申請の取下げ
- エ 補助金の支払い
- オ 交付決定の取消し等
- カ 補助金の経理及び補助金交付先に対する調査
- キ 個人情報保護等に係る対応
- ク 海外の付加価値税に係る還付金の納付
- ケ 事業実施報告書
- コ 補助金交付先の適格性に関する項目
- 等

- 6 地方公共団体が事業実施主体である場合は、交付等要綱第 32 第 1 項に定めるもののほか、当該間接補助事業にかかる歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 16 号により補助金調書を作成しなければならない。

第 14 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路

配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、株式会社マイファームを通じ、国に提出することを条件に、事業実施主体又は参画事業者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく株式会社マイファームを通じ農林水産省に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施主体は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に株式会社マイファームを通じ、農林水産省と協議して承諾を得ること。

第 15 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外付加価値税の還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、株式会社マイファームを経由して手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、株式会社マイファームを経由して手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

第 16 財産の管理等及び財産処分の制限

- 1 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は公用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 3 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ株式会社マイファームの承認を受けなければならない。

第 17 留意事項

- 1 輸出促進法第 13 条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を

図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、本事業の実施に当たり、本申請に係る情報（事業者名、所在地、事業規模等）について、事業実施主体及び参画事業者の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、事業実施主体が事業実施計画にて情報提供への同意をしない場合を除く。）。

- 2 事業実施主体及び参画事業者は、補助事業により整備した機器及び器具について、事業名・導入年月日を表示（プレートやシール等）すること。

第 18 報告又は指導

株式会社マイファームは、事業実施主体及び参画事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 19 守秘義務

事業実施主体及び参画事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に使用してはならない。

なお、情報のうち第三者の機密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

附 則

この実施規程は、令和 7 年 月 日から施行する。

別表 1 補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費（装飾費含む）	・事業実施主体（参画事業者を含む）又はその構成員が会議室を所有している場合は、支援対象者の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上料	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、ライセンス、農業機械・施設、	・農林漁業用、食品加工用、物流用の設備・機械・施設については、リースも対象とする。 ・リース料の助成額は、複数年

		ほ場等の借上経費	契約であっても本事業の実施年度に要した経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・検証ほ場の設置、検証や管理等に係る資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	ほ場管理費	・ほ場管理に必要な経費	
	情報発信費	・国内外で情報発信を実施するための経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、保険料、食材等購入費、輸送・保管費（荷積み、通関等に必要な経費を含む。）、広報費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）等）	・海外でプロモーション等の取り組みを行う場合は、輸出支援プラットフォーム等と連携して実施すること。
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する

			補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
	輸送・保管費	・国内で事業を実施するために直接必要な資機材や物品の輸送、保管、荷積み、通関等に要する経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導、商流構築等を行うための旅費として、依頼した専門家や海外から訪れる検査官、海外バイヤー等に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体又は参画事業者の代表者及び事業実施主体又は参画事業者に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託す	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とす

		るために必要な経費	ること。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどやむを得ない事業があると認められる場合には、事業の主たる部分を除き、この限りではない。 ・海外で実施する事業の遂行に当たっては、輸出支援プラットフォームや独立行政法人日本貿易振興機構海外事務所に相談・連携の上実施すること。 ・事業そのもの又は事業の主たる部分を成す業務（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、研修、デザイン等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
転換等助成費		・生産者が海外ニーズに即した品目・品種や栽培法を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費（本事業による生産の転換が実施された	・生産の転換のための改植等に対する支援（改植等に伴う未収益支援を含む。）は、第7第5項（7）のアの規定における別紙1及び別紙2の改植等の取組に係る経費が対象となる。

		後、未収益となる期間に 要する経費の一部も支 援)	
--	--	---------------------------------	--

注1 地方公共団体が本事業の事業実施主体になる場合に限り、地方公共団体は、本事業を実施するため、補助金として「別表1 補助対象経費」に記載された費目を支出することができる。

注2 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額や事業を実施するために直接必要な経費であること、輸出のために新たに導入したものであること等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注3 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合（ただし、農林水産物・食品を除く。）

＜補助対象外となる経費の例＞

本事業により実施した調査結果をまとめた冊子を有償で販売した場合の調査費等

- ・補助事業の有無にかかわらず補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注4 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の輸出の際の販売価格支持
- ・輸出支援プラットフォームやJETRO海外事務所と連携していない新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告
- ・事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ・その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別表 2

事業内容	補助率
大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出 産地モデル形成等支援 （１）地域の関係者による輸出推進体制の組織化 （２）生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築	定額 （１事業実施地区あたりの 国庫補助金額については、20 百万円（第４第３ 項（１）に規定する補助 上限額の引上げの適用 を受けるフラッグシッ プ輸出産地による取組 にあっては、35 百万円） を上限とする。）

別表 3－1 茶の改植等支援の目標年度

支援内容	目標年度
（ア）改植に伴う未収益支援①	５年後
（イ）改植に伴う未収益支援②	５年後
（ウ）棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	５年後
（エ）改植支援	５年後
（オ）新植支援	５年後
	※事業実施年度を初年度とする。

別表 3－2 果樹の改植等支援の目標年度

支援内容	目標年度
（ア）改植等に伴う未収益支援	５年後
（イ）改植支援	５年後
（ウ）新植支援	５年後
	※事業実施年度を初年度とする。
	※ただし、９年後まで確認することとする。

(参考)

別表 3－1， 3－2 の考え方

●実施規程第7第5項（7）キ

改植等による転換後、その態様が維持されていることについて「確認・報告」を要する年度（※）

	初年度	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後
茶	改植等 実施	－	－	－	要	－	－	－	－
果樹	改植等 実施	－	－	－	要	－	－	－	要

※ 確認・報告を要する年度の翌年度の6月末までに報告

●実施規程第9第11項

「成果の報告等」を要する年度（※）

	初年度	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後
茶	改植等 実施	要	要	要	要	－	－	－	－
果樹	改植等 実施	要	要	要	要	要	要	要	要

※ 各年度の実績を翌年度の6月末までに報告

別紙1（実施規程 第7第4-5項（7）ア a 茶の改植等 関係）

茶の改植等の促進

茶の改植等（改植（移動改植を含む。）、新植、棚施設を利用した栽培法への転換をいう。以下同じ。）であって、茶園の若返りや競争力のある品種や栽培法への転換を図り、大規模な輸出産地のモデルを構築することを目的として行うものの促進。

茶の改植等の実施は、以下に定めるところによるものとする。

（1） 定義

本事業について、以下のアからキまでに掲げる用語の定義は、下記に定めるところによる。

ア 改植

茶園において、樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根又は枯死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいい、移動改植を含むものとする。

イ 移動改植

茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。

ウ 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。

エ 棚施設を利用した栽培法への転換

茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。

オ 未収益支援

改植等（直接被覆栽培への転換、有機栽培への転換、輸出向け栽培体系への転換を含む。）の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を支援することをいう。

カ 支援対象年度

交付決定の日から当該年度の3月6日までの期間をいう。

キ 支援対象面積

茶の生産者が行う支援対象年度ごとの改植等の面積として、（6）に定める方法により算定した面積をいう。

（2） 事業内容

ア 事業概要

本事業は、事業実施主体が、イ及びウに定める要件を満たす茶の生産者に対し、エに定めるところにより補助金を交付する事業とする。

イ 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下「支援対象者」という。）は、事業実施計画に記載された参画事業者及び参画事業者の構成員である茶の生産者とする。

ウ 支援の対象となる茶園

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

（ア）改植等（新植を除く。）を行う場合にあっては、支援対象年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。

- (イ) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植等（新植を除く。）実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる茶園であること。
- (ウ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図り、大規模輸出産地を形成するため、事業実施主体が策定する事業実施計画に定めた区域内にあること。
- (エ) 当該茶園について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。
- (オ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。
- (カ) 過去（同一の作物年に実施する場合を除く。以下同じ。）に国庫補助事業による茶の改植等の支援の対象となった茶園でないこと。
- (キ) 本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植等が行われる茶園でないこと。ただし、未収益支援についてはこの限りではない。

エ 補助金の算定方法 事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に 10 アール当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額とする。

- (イ) に掲げる改植に伴う未収益支援を受ける場合は、異なる品種への改植を行うこと。

ただし、対象作物に関し、根拠となる積算に基づき、かつ、当該積算が妥当と認められる場合には、事業実施主体が独自の支援額を定めることができる。

支援内容	10 アール当たり単価
(ア) 改植に伴う未収益支援①	141,000 円
(イ) 改植に伴う未収益支援②	181,000 円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000 円
(エ) 改植支援	152,000 円
(オ) 新植支援	120,000 円

(注) 上記の(ア)から(オ)までに挙げる支援内容のうち、下表で○を付した組み合わせについては同時に取り組むことができる。

支援内容	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
(ア)				○	
(イ)				○	
(ウ)					
(エ)	○	○			
(オ)					

(3) 事業実施主体及び事業実施区域

事業実施区域は、事業実施計画に記載された区域とする。

(4) 事業実施手続

ア 改植等実施計画

別記様式第1号別添4-1、5-1、6-1に記載し、事業実施計画に添付すること。併せて事前確認書類として、参考別添1及び2を提出すること。

イ 改植等実施報告書

(ア) 改植等実施計画の実施結果を別記様式第1号別添4-1、5-1、6-1に記載し、実績報告書に添付して令和8年3月6日までに株式会社マイファームに提出すること。併せて、事後確認書類として参考別添1及び2を提出すること。

(イ) 改植等実施報告書の作成に当たっては、下記のとおり事業実施確認を行い報告すること。

a 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

(a) (4)イ(ア)に定める確認(以下「事前確認」という。)は、当該

(4)イ(ア)により提出を受けた事前確認資料により行うものとする。

ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

(ウ) 事業実施主体は、(4)イ(イ)に定める確認(以下「事後確認」という。)に当たっては、以下の事項を現地で確認するものとする。

a 改植等の取組が確実に実施されたこと。

b 実際の支援対象面積

c 改植を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名

d 移動改植を行った場合にあっては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用されていないこと。

- e 棚施設を利用した栽培法への転換を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。

(エ) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者や茶生産者グループ（支援対象者が参画する茶の生産者グループをいう。以下同じ。）の代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

(オ) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(カ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(イ) 及び (ウ) に係る確認業務を次の a から d までに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。

(キ) 実施確認結果の通知

- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、別記様式第 1 号別添 5－1、6－1 により確認結果を通知する。
- b a の通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別記様式第 1 号別添 6－1 により通知するものとする。

ウ 事業実施状況の報告

改植等を実施した事業実施主体は、改植等の実施年度から起算して 5 年目の翌年度の 6 月末までに 1 回、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、別記様式第 1 号別添 4－1、5－1、6－1 を付して翌年度の 6 月末日までに株式会社マイファームに報告するものとする。

エ 補助金の返還

事業実施主体は、ウの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

(ア) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合。

(イ) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し、又は茶樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合。

(5) 支援対象面積の算定方法について

ア 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない本地面積とし、支援内容ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

(ア) 改植（移動改植を除く。）

伐採し、抜根又は枯死させた後、茶樹を新たに植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(イ) 移動改植

茶園において伐採を実施した後、当該茶園以外の農地において茶樹を植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(ウ) 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽した面積

(エ) 棚施設を利用した栽培法への転換

露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積

イ 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(ア) 実測

現地において実測を行う。

(イ) 図測

原則、2,500 分の1以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500 分の1未満5,000 分の1以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(ウ) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち当該茶園面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(エ) その他

(ア) から (ウ) までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により茶園面積を把握することができるものとする。

ウ 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

- (ア) 対象茶園を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率
- (イ) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等茶園の区画が整理されている地域に限る。）
- (6) 事前確認に必要な資料について
- 事業実施主体が事前確認を行うために必要な資料として支援対象者が提出する資料とは、次に掲げる資料とする。

支援内容	事前確認を行うために必要な資料
ア 改植に伴う未収益支援及び改植支援	【同一茶園の場合】・改植を行う前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、改植前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 【移動改植の場合】 ・茶樹の伐採を実施する前の茶園写真及び改植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、移動改植元の茶園又は移動改植先の農地が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (移動改植元の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 (移動改植先の農地の場合) (ウ) 現況の写真（更地の状況） (エ) 客観的に証明できる資料
イ 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	・棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料

別紙2（実施規程 第7第4項（7）アb 果樹の改植等 関係）

果樹の大規模輸出産地のモデルを構築することを目的として以下の取組を実施する。

1 果樹の改植等の促進

（1）事業の内容

本事業は、大規模輸出産地のモデル地区を構築するため、事業実施計画に基づき、事業実施主体や参画事業者が行う、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良な品目又は品種（以下「優良品目・品種」という。）への改植・新植その他幼木管理経費の一部を支援することで生産基盤を強化する取組に要する経費を補助する事業とする。

（2）補助対象となる取組等

本事業において補助対象となる取組、補助率等は次の表のとおりとする。

ただし、対象作物に関し、根拠となる積算に基づき、かつ、当該積算が妥当と認められる場合には、事業実施主体が独自の支援額を定めることができる。

補助対象となる取組	補助率
1 改植事業 （1）優良品目・品種への転換等 ア 慣行樹形等への改植・新植 （ア） うんしゅうみかん等のかんきつ類への改植・新植 （イ） りんごのわい化栽培への改植・新植 （ウ） その他の主要果樹への改植・新植	（括弧内は改植（新植）支援単価） 定額（23（21）万円/10a以内） 定額（33（32）万円/10a以内） 定額（17（15）万円/10a以内）

イ 省力樹形への改植・新植 (ア) 超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への改植・新植	定額（73（71）万円/10a以内）
(イ) 高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）への改植・新植	定額（53（52）万円/10a以内）
(ウ) 根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への改植・新植	定額（111（108）万円/10a以内）
(エ) 根域制限栽培（ぶどう等）への改植・新植	定額（100（99）万円/10a以内）
(オ) ジョイント栽培（もも、かき等）への改植・新植	定額（33（32）万円/10a以内）
(カ) 朝日ロンバス方式（りんご）への改植・新植	定額（33（32）万円/10a以内）
(キ) V字ジョイント栽培（りんご、もも、かき）への改植・新植	定額（73（71）万円/10a以内）
2 花粉専用樹の新植・改植等	
ア りんご等の重点品目の花粉専用樹の新植・改植に必要な深耕・整地費、土壌改良資材費、植栽費、苗木代等（改植の場合は伐採・抜根費も補助対象経費）	定額 (新植:15万円/10a以内 改植:17万円/10a以内)
イ 花粉専用樹の育成管理 新植・改植後、花粉が採れるまでの幼木の育成管理に必要な肥料代・農薬代等の経費	定額（11万円/10a以内）

(注)

ア 改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良品目・品種の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良品目・品種の果樹を植栽する場合（以下「移動改植」という。）も改植とみなす。

ただし、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良品目・品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合（以下「補植改植」という。）及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽は、本事業における改植とはみなさない。

イ 新植とは、アの改植に相当する、優良品目・品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で植栽することをいう。

ウ 省力樹形とは、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の（１）又は（２）の要件を満たすものであること。

（１）10a 当たり労働時間について、慣行栽培と比較して 10%以上縮減できることが、事例等で確認できる樹形であること。

（２）10a 当たり収量について、慣行栽培と比較して 10%以上増加できることが、事例等で確認できる樹形であること。

※海外の事例等については、日本語訳を提出すること。

(3) 支援の要件

ア 支援対象果樹園の要件

本事業は、以下に掲げる全ての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。

- (ア) 原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園はこの限りでない。
- (イ) 整備事業の実施年度まで過去5年間以上、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度を有し、事業実施地域の生産出荷団体、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあっては収穫の作業が行われている果樹園であること。ただし、移動改植元の果樹園については、この限りでない。
- (ウ) 原則として、当該果樹園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が、当該果樹園に係る生産者と第三者（地方公共団体を含む。）との間において整った果樹園でないこと。

イ 事業実施の要件

本事業において補助対象となる取組を実施する場合は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (ア) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
 - ① 改植等支援対象者が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（新植の場合に限る。）であること（放任園地等含む。）。
 - ② 改植等支援対象者が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（新植の場合に限る。）であること。
- (イ) 改植又は新植を実施する場合にあっては実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。なお、改植及び新植については地続きであれば1カ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常の管理では防ぐことができない病虫害・生理障害による被害が発生した場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。

(4) 支援対象となる植栽密度の下限

事業の種類	補助対象となる経費、植栽密度等
改植・新植	(ア) 補助対象となる経費 伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費、支柱費等の経費。ただし、新植においては伐採・伐根費を除く。 (イ) 植栽密度の下限 補助対象とする植栽密度の下限は次のとおりとする。 (a) 慣行樹形等への改植・新植 ① うんしゅうみかんへの改植・新植 青島温州を除くうんしゅうみかん（50本／10a）、青島温州（36本／10a）

	② うんしゅうみかん以外のかんきつ類のうち以下の品目への改植・新植 不知火（47本／10a）、いよかん（62本／10a）、レモン（25本／10a）、はっさく（28本／10a）、ゆず（27本／10a）、ぽんかん（40本／10a）、ぶんたん（20本／10a）、たんかん（22本／10a） ③ その他の主要果樹のうち以下の品目への改植・新植 りんご（18本／10a）、かき（30本／10a）、ぶどう（12本／10a）、もも（18本／10a） ④ りんごのわい化栽培への改植・新植（62本／10a） (b) 省力樹形への改植・新植 ① 超高密植（トールスピンドル、りんご）栽培への改植・新植（概ね 250本以上／10a） ② 高密植低樹高（新わい化、りんご）栽培への改植・新植（概ね165本以上／10a） ③ 根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への改植・新植（概ね170本以上／10a） ④ 根域制限栽培（ぶどう、もも）への改植・新植（概ね170本以上／10a） ⑤ ジョイント栽培（もも）への改植・新植（概ね169本以上／10a） ⑥ ジョイント栽培（かき）への改植・新植（概ね190本以上／10a） ⑦ 朝日ロンバス方式（りんご）への改植・新植（概ね33本以上／10a） ⑧ V字ジョイント栽培（もも）への改植・新植（概ね125本以上／10a） ⑨ V字ジョイント栽培（りんご）への改植・新植（概ね166本以上／10a） ⑩ V字ジョイント栽培（かき）への改植・新植（概ね190本以上／10a）
--	---

2 果樹未収益期間支援事業

(1) 事業の内容

次のア及びイに定める者（2において「支援対象者」という。）に対し、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や、優良品目・品種への改植・新植が実施された後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間（以下「果樹未収益期間」という。）に要する経費の一部を補助する事業とする。

ア 1の(2)の表のうち1の(1)の改植・新植の取組（事業実施主体が定める改植・新植の取組をいう。）を実施した者

イ 1の(2)の表のうち、1の取組を実施した園地の所有権又は貸借権等を1年以内に取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実に認められる者

(2) 果樹未収益期間

本事業における果樹未収益期間は改植・新植実施年を含む5年間とし、そのうち支援対象期間は改植・新植実施年を除いた4年間とする。

(3) 補助率

本事業による補助率は定額（22万円/10a以内）とする。

※担い手（農家）ごとに、概ね2アール以上を同一年度内に改植・新植した場合に対象となる。

3 果樹の改植等支援及び果樹未収益期間支援の申告及び確定報告

(1) 申告

ア 1及び2の取組に係る支援対象者は、別記様式第1別添6-2による改植等実施者別（変更）計画書（果樹）を果樹生産者グループに申告するものとする。

イ 果樹生産者グループは、支援対象者から申告されたアを別記様式第1別添5-2による果樹生産者グループ別改植等実施（変更）計画書にとりまとめ、事業実施主体に提出するものとし、事業実施主体は、当該報告を別記様式第1別添4-2による改植等実施（変更）計画総括表（果樹）に取りまとめ、株式会社マイファームに報告するものとする。

(2) 確定報告

1及び2の実施結果の報告は、(1)に準じて行うものとする。

(3) 事業実施状況の報告

改植等を実施した事業実施主体は、改植等の実施年度から起算して5年目の翌年度の6月末までに1回、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、別記様式第1号別添4-2、5-2、6-2を付して翌年度の6末日までに株式会社マイファームに報告するものとする。